

第2回
心身障害者扶養保険検討委員会
資料

厚生労働省障害保健福祉部

目 次

	頁
○障害者の数等について	1
○東京都扶養年金制度の加入者・受給者の状況について	3
○東京都扶養年金制度の廃止について	5
○障害児・者の所得保障制度について	7
○各自治体における独自制度について	9
○扶養保険制度の保険理論的な仕組み	11
○心身障害者扶養保険における運用について	12
○制度を維持する場合、廃止する場合の対応の考え方について . . .	13

障害者の数等について

1 心身障害者扶養保険の加入者及び受給者数(平成17年度末現在)

(1)加入者(保護者)	延べ人員	95,311人(実人員	67,591人)
(2)受給者(障害者)	延べ人員	41,310人(実人員	36,329人)

2 障害者数

(1)身体障害者(児)	351.6万人
(2)知的障害者(児)	54.7万人
(3)精神障害者	302.8万人
計	709.1万人

(注)身体障害者(児)数は、平成13年の調査等、知的障害者(児)数は、平成17年の調査等、精神障害者数は平成17年の調査等による推計。

3 障害福祉サービス利用者数(平成17年度)

(1)訪問系サービス	9万人
(2)日中活動系サービス	30万人
(3)居住系サービス	25万人(うちグループホーム 3万人)
(4)一般就労への移行等	0.5万人
計	65万人

※ 計数については、端数処理を行っているため、積み上げと合計が一致しない。

東京都扶養年金制度の加入者・受給者の状況について

○ 東京都扶養年金制度の加入者は、以下のように分けられる。(平成16年度末)

加入者の合計 29,793人

①受給者 9,946人

納付完了者 10,905人

②未受給者

掛金納付者 8,942人
(うち掛金減額者1,485人)

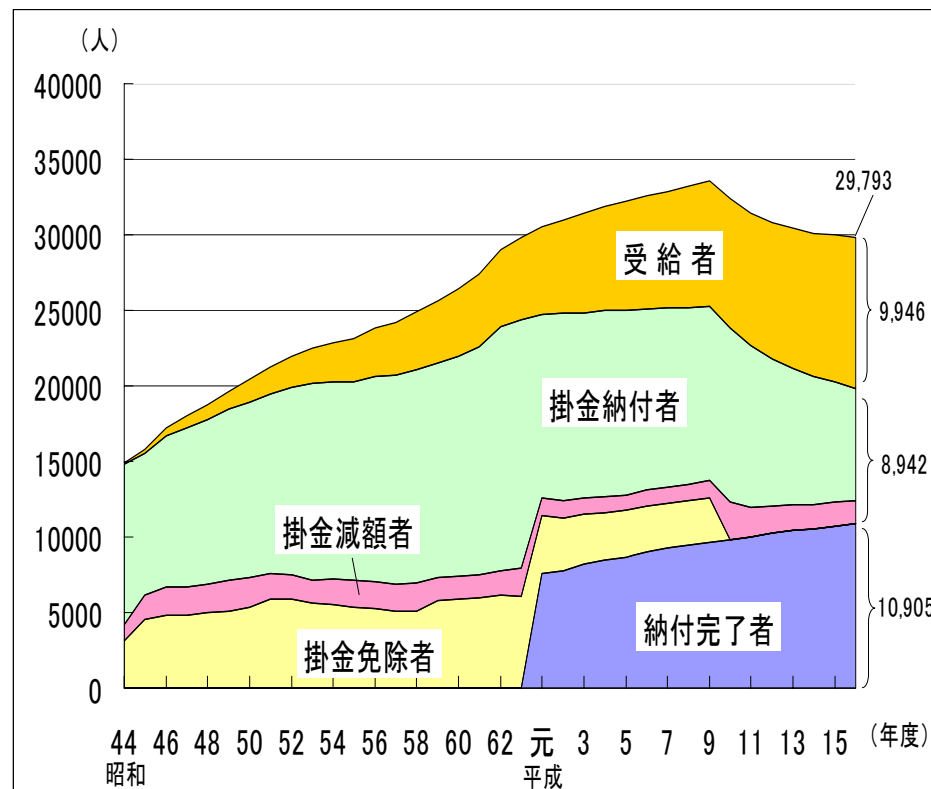
①受給者 : 既に年金の給付を受けている者

②未受給者 : まだ年金を受給していない者

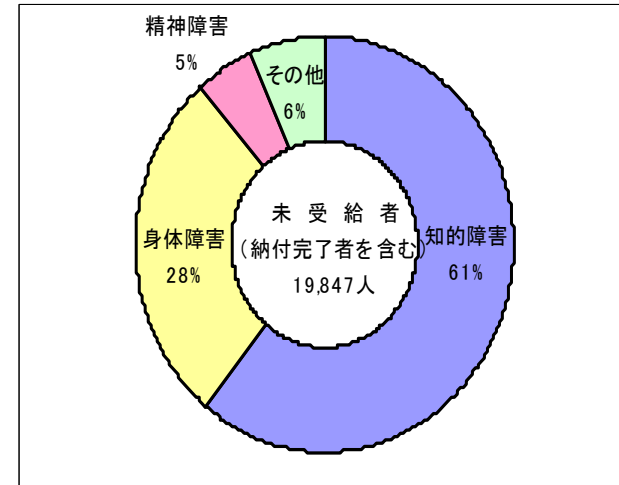
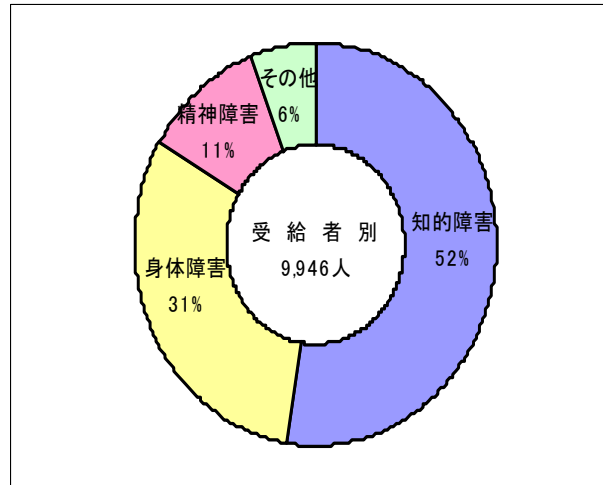
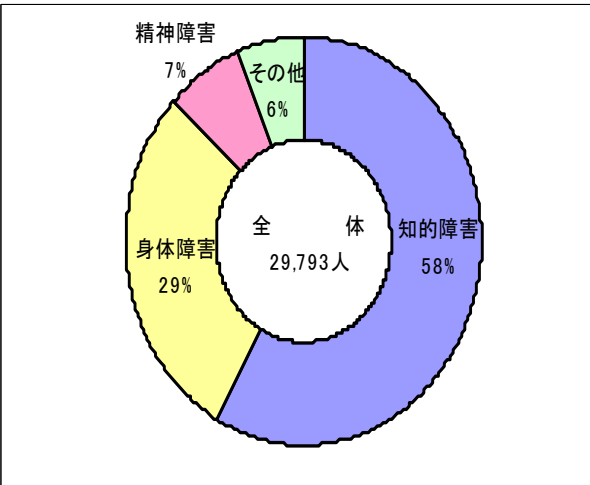
納付完了者 : 掛金納付期間(20年)が終了した者

掛金納付者 : 掛金納付期間中の者

【扶養年金制度加入者の推移(全体)】

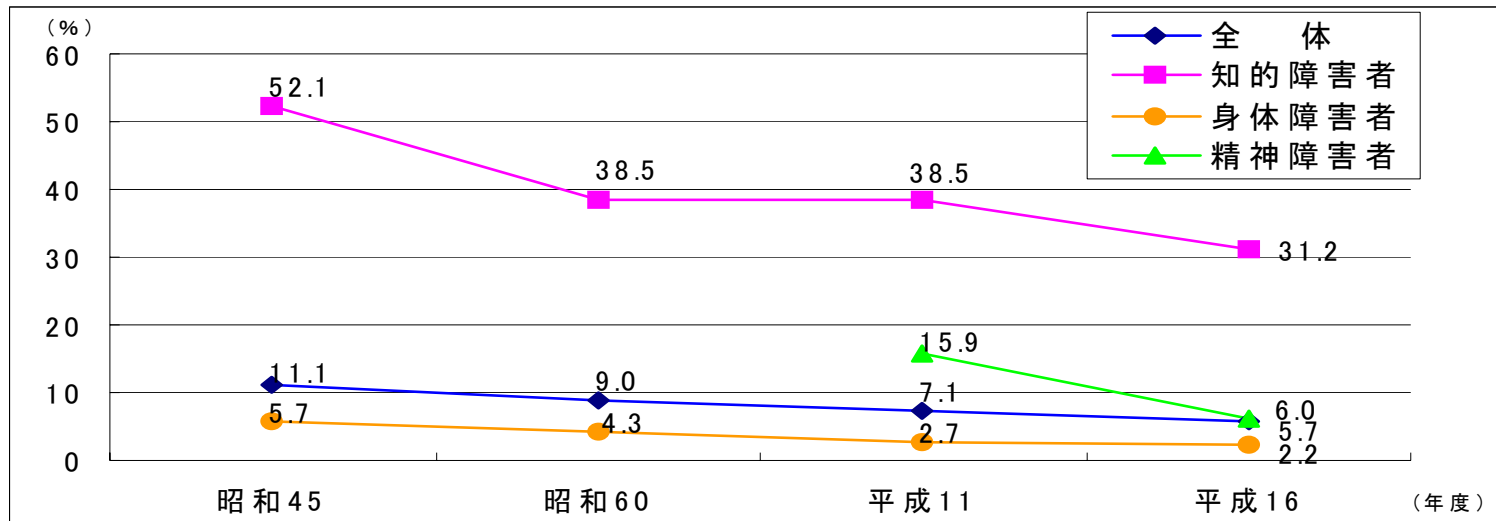


【扶養年金制度加入者の障害別分布】



【扶養年金制度加入者の推移(障害別)】

(障害別手帳所持者に対する割合)



東京都扶養年金制度の廃止について

1 受給者について

- ・ 平成19年2月28日時点で、現在の扶養年金を受給している者は、同年3月1日以降も現在と同額の給付が続けられる。(給付額・給付方法とも変更なし)

2 未受給者について

(1) 掛金の取り扱い

- ・ 平成19年2月分まで払込を行う。(未納掛金も同様)
- ・ 平成19年3月1日時点で未納がある場合、未納期間が清算金計算期間から除される。

(2) 清算金

- ・ 平成19年3月1日時点で清算金額を確定。
- ・ 清算金は、清算基準額を計算し、これを現在価値に換算して支払う。

【納付完了者】

国制度と同じ給付額(月額2万円)を、東京都扶養年金の平均受給期間(24年間)給付したと仮定した場合の総額(576万円)を算出して、それを現在の価値に換算した金額を支払う。

【掛金納付者】

掛金納付完了者と同様の方法で算出した総額(576万円)に、東京都扶養年金の掛金払込期間に比例させた金額(576万円×掛金払込月数/240月)を、現在の価値に換算した金額を支払う。

(3) 清算金の受取方法

- ・ 障害者が受領する場合、一括受領または分割受領。(年単位で2年から20年の範囲)
- ・ 掛金納付者(保護者)が受領する場合、一括受領。

3 経過措置について

(1) 清算金の支払いに関し、

- ・ 清算金の受取方法の選択や他制度の利用についての考慮期間として、平成19年3月1日から平成20年3月31日までを経過措置期間とする。
- ・ 経過措置期間中に、清算金支払いの届出があれば清算金を支払う。

(2) 期間中に掛金納付者(保護者)が死亡した場合、現行制度と同様のしくみで扶養年金が給付される。

※ 経過措置期間中に清算金支払いの届出をした後は、掛金納付者(保護者)が死亡しても年金給付の対象とならない。

(3) 経過措置期間中に清算金の支払いの届出がなく年金も受給していない者に対しては、平成20年4月1日以降、清算金を支払う。

障害児・者の所得保障制度について

(障害者)

(障害児)

厚生年金

受給者数 (単位:人)
 特別障害者手当 105,647
 障害基礎年金(1級) 650,817
 障害基礎年金(2級) 754,546
 ※ 受給者数は平成17年度末現在

特別障害者手当
 (26,440円/月)

障害基礎年金1級
 (82,508円/月)

障害基礎年金2級
 (66,008円/月)

受給者数 (単位:人)
 障害児福祉手当 60,728
 特別児童扶養手当(1級) 97,032
 特別児童扶養手当(2級) 71,787
 ※ 受給者数は平成17年度末現在

障害児福祉手当
 (14,380円/月)

特別児童扶養手当1級
 (50,750円/月)

特別児童扶養手当
 2級
 (33,800円/月)

(参考)

◎ 制度の概要

- ・ 特別障害者手当 …………… 身体又は精神に日常生活に常時特別の介護を要する程度の重複の障害を有する20歳以上の在宅の者に対し支給。
- ・ 障害基礎年金 …………… 国民年金の加入者が重度の障害者になった場合、または、加入者であった者のうち年金未受給者で60歳から64歳までの間の傷病による障害の場合に支給。
※ 障害の程度により、1級及び2級がある。
- ・ 障害児福祉手当 …………… 身体又は精神に重度の障害のある20歳未満の在宅の児童に対し支給
- ・ 特別児童扶養手当 …………… 精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している者に対し支給。
※ 障害の程度により1級及び2級がある。

◎ 障害の程度

- ・ 特別障害者手当 …………… 身体障害者手帳1級及び2級の重複等
- ・ 障害基礎年金(1級) …………… 身体障害者手帳1級、2級及び3級の一部
- ・ 障害基礎年金(2級) …………… 身体障害者手帳2級の一部、3級及び4級の一部

- ・ 障害児福祉手当 …………… 身体障害者手帳1級及び2級の一部
- ・ 特別児童扶養手当(1級) …… 身体障害者手帳1級、2級及び3級の一部
- ・ 特別児童扶養手当(2級) …… 身体障害者手帳2級の一部、3級及び4級の一部

各自治体における独自制度について

(心身障害者扶養共済制度掛金の減免状況)

道府県・市	減免の割合(%)				減免者数	備 考
	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税所得割非課税世帯	災害その他、特別な理由		
北海道	100	50	30	—	450	1口目のみ対象。
青森県	100	50	30	申請内容により	125	
岩手県	100	50	30	—	97	
宮城県	100	50	30	事情に応じて	82	1口目のみ対象。
秋田県	100	50	30	事情に応じて	64	
山形県	100	50	30	100%以内	63	1口目のみ対象。2人以上の障害者を扶養する場合、1人を除き市町村民税非課税は75/100、所得割非課税は65/100減免。
福島県	100	50	30	—	125	
茨城県	100	50	30	100%以内	177	
栃木県	100	50	30	—	100	
群馬県	100	80	40	知事が認める額	213	市町村補助含む。減免分は県2/3、市町村1/3を負担。
埼玉県	100	80	50	事情に応じて80%以内	443	
千葉県	50	35	15	知事が定める額	144	1口目のみ対象。1市町村は独自の減免実施(減免率は各市町村で異なる)。
神奈川県	100	100	50	100	205	1口目のみ対象。2人以上の障害者を扶養する場合、2人目から50%減免。
新潟県	100	50	30	—	330	1口目のみ対象。
富山県	100, 50	50, 25	—	知事が定める割合	17	各欄の左記は1口目、右記は2口目の減免の割合。
石川県	100	80	80	知事が定める割合	860	1口目のみ対象。一般世帯は、一律10%減免。2口目は各市町で別に定める。
福井県	100	50	30	—	42	
山梨県	80	50	50	50	19	
長野県	100	50	30	—	157	2人以上の障害者を扶養する場合30%減免。
岐阜県	100	70	50	50	40	
静岡県	100	50	30	50, 30	134	1口目のみ減免。2人以上の障害者を扶養する場合、2人目から50%減免。(減免者数は、年間平均の数値)
愛知県	100	70	50	30	425	2人以上の障害者を扶養する場合、1人を除き50%減免。
三重県	100	50	30	—	81	1口目のみ対象。
滋賀県	100%以内	100%以内	—	100%以内	36	1口目のみ対象。
京都府	100	100	100	100	266	1口目のみ対象。 左記のほか、一般世帯においては、1/3減免(減免者数については調査中)。
大阪府	100	100	70	—	383	複数の障害者が加入する場合及び同一世帯で複数加入する場合、2人目50%減免、3人目全額免除。
兵庫県	100	70	30	知事が定める額	358	1口目のみ対象。
奈良県	100	50	—	—	24	1口目のみ対象。
和歌山県	100	50	65歳以上は1/3	100	28	1口目のみ対象。

道府県・市	減免の割合(%)				減免者数	備 考
	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税所得割非課税世帯	災害その他、特別な理由		
鳥 取 県	70	50	30	—	53	2人以上の障害者を扶養する場合、1人を除き70%減免。
島 根 県	100	50	—	知事が定める率	7	
岡 山 県	100	50	30	—	97	1口目のみ対象。
広 島 県	90	50	30	災害90, 50	195	同時に2人以上加入する場合、1人を除き90%減免。
山 口 県	100	50	—	—	71	1口目のみ対象。市町村による掛金助成制度あり。
徳 島 県	80	50	30	80	105	1口目のみ対象。2人以上の障害者を扶養する場合1人を除き80%減免。
香 川 県	100	80	50	—	85	1口目のみ対象。所得税非課税世帯30%減免。
愛 媛 県	100 (2/3)	5/6 (3/6)	2/3 (1/3)	—	4,418 ※	市町村補助含む。()は、県の負担割合。一般世帯は県1/3、市町村1/3減免。
高 知 県	100	100	66	—	997	一般世帯は県25%、市25%減免。
福 岡 県	100	50	30	100	208	1口目のみ対象。
佐 賀 県	90	50	—	—	38	1口目のみ対象。
長 崎 県	100	50	30	—	68	
熊 本 県	100	50	30	—	85	1口目のみ対象。
大 分 県	100	50	—	—	9	1口目のみ対象。
宮 崎 県	100	50	—	—	51	1口目のみ対象。
鹿 児 島 県	45	30	—	—	93	市町村で同率または同率以上の減免実施。
沖 縄 県	100	50	30	知事が認める額	65	
横 浜 市	100	100	50	50	196	2人以上の障害者を扶養する場合、2人目以降50%減免。
名 古 屋 市	100	70	50	30	408	2人以上の障害者を扶養する場合、2人目以降50%減免。
京 都 市	100	—	—	—	40	左記のほか、1口目のみ全加入者に対し、年齢区分に応じて66.7%～41.6%の減免、生活保護法の規定する世帯の最低費の基準の120/100を超えない場合は、83.1%～58.3%の減免(減免者数については調査中)。
大 阪 市	70	70	50	30	108	
神 戸 市	100	70	30	免除または減額	62	1口目のみ対象。2人以上の障害者を扶養する場合、1人分免除。
北 九 州 市	80	50	30	—	110	
札 幌 市	100	50	30	免除または減額	252	
川 崎 市	100	100	50	免除または減額	32	
福 岡 市	100	50	30	100	32	
広 島 市	100	50	30	90	70	
仙 台 市	100	70	50	100	115	
千 葉 市	100	70	30	事情に応じて	17	
さいたま市	100	80	50	80%以内で市長が定める割合	96	2人以上の障害者を扶養する場合、2人目以降免除。
静 岡 市	100	50	30	生活困難30	29	1口目のみ対象。
堺 市	100	100	70	—	88	2人以上の障害者を扶養する場合、2人目以降50%減免。

(注1)18年6月に実施した調査、自治体に対する聞き取り等をもとに作成。

(注2)減免者数は、各自治体が調査した月における数である(65歳以上で20年(一部25年)以上継続して加入している者(保険料免除者)を除いている。)

(注3)「※」印の付いている減免者数は、「口数」である。

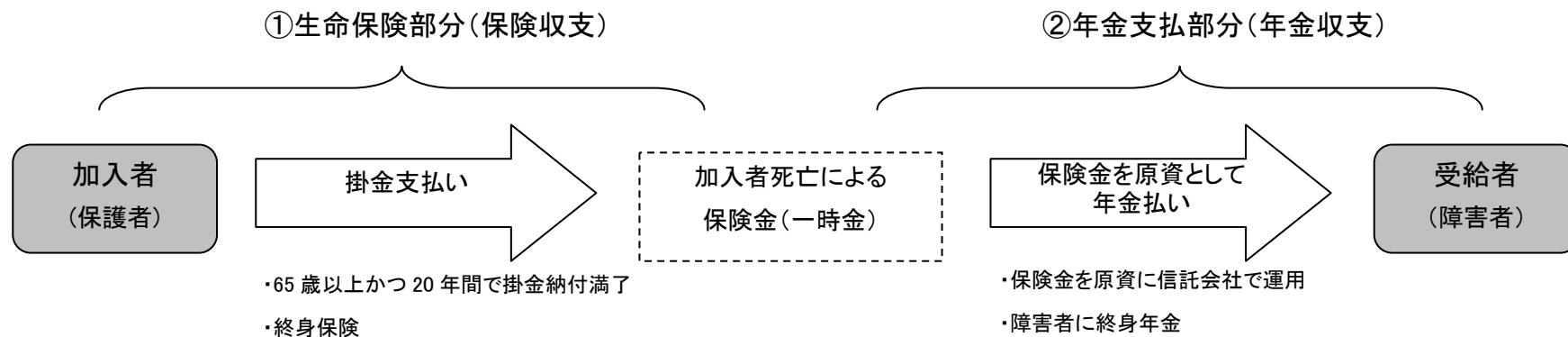
扶養保険制度の保険理論的な仕組み

概要

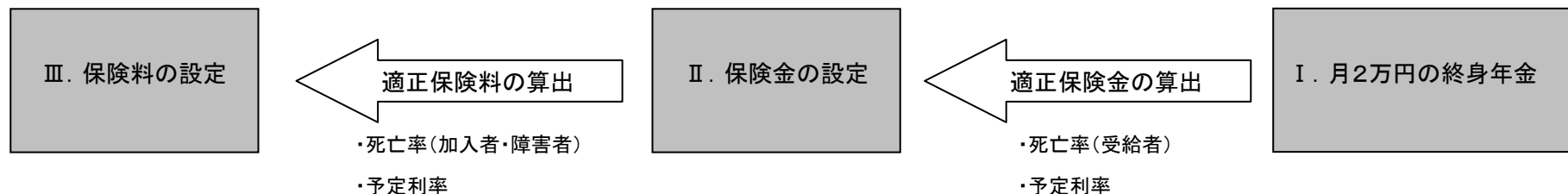
扶養保険制度は、生命保険部分、年金支払部分の2つの部分から成り立っている。つまり、掛金は保険料として生命保険会社に納められ、加入者である保護者が死亡すると生命保険会社から保険金が支払われる(生命保険部分)。そして、支払われた保険金を原資として信託会社で運用し、そこから年金を給付している(年金支払部分)。

本制度のこうした仕組みを踏まえ、保険料の設定は、障害者に終身年金を支給するために必要な保険金額を保険理論に基づいて算出した後、この保険金額を賄うために必要な保険料額を保険理論に基づいて算出することにより、行っている。

【制度のイメージ】



【保険料設定の仕組み】



心身障害者扶養保険における運用について

1 保険収支

○ 資産残高

691億円(平成17年度末現在)

○ 運用の方法

各生命保険会社(11社)の一般勘定において、他の商品と併せて運用されている。

2 年金収支

○ 資産残高

約541億円(平成17年度末現在)

○ 運用の方法

- ・ いわゆる「5:3:2規制」により各信託銀行(5行)に金銭信託している。
- ・ 各資産の運用方法は各信託銀行で決定される。(「5:3:2規制」の範囲内で資産配分を決定)

(参考)いわゆる「5:3:2規制」とは、運用する資産の種類ごとに配分割合の上限等を定めた規制

- 国債、地方債等 …………… 「5割以上」
- 株式、外貨建債券等 …………… 「3割以下」
- 不動産 …………… 「2割以下」

制度を維持する場合、廃止する場合の対応の考え方について

1 基本的な視点

- 受給者については、既に保護者が亡くなり、年金の受給権が発生しており、受給者の生活資金の一部になっていること。
- 既加入者については、保険に入っていることで保護者が亡くなれば年金を受給することを期待できる立場にあること。
- 制度を維持する場合であっても、廃止する場合であっても巨額の追加的負担が必要であること。
- 制度を維持する場合は、制度を廃止した場合に一時的に発生する巨額の追加的費用について、一定規模の範囲内で将来にわたって賄っていくことが可能なこと。

2 制度を維持する場合

制度維持の場合は、過去の積立不足への対応が必要であると共に、新たな積立不足を発生させないための対応が必要であること。

- 本制度が任意加入の制度であることに鑑み、保険数理に基づいた適正な保険料である必要があること。
- 過去の積立不足への対応についても、本制度が任意加入の制度であることを十分考慮したものとする必要があること。
- 運用利回りが財政に与える影響が大きいことから、実態を踏まえつつ、制度の安定的な運営にも考慮した予定利率を用いて制度設計を行う必要があること。
- 制度を持続的・安定的に運営することが可能なものとするため、財政の健全性を定期的に評価する必要があること。
- 健全な財政状況を確保するため資産運用について不断の努力を続けるとともに、年金資産運用の更なる改善が必要であること。

3 制度を廃止する場合

制度廃止の場合は、受給者及び既加入者への対応など廃止に伴う対応が必要であること。

- 現有資産では、現在の年金額や現在までの保険料納付実績に比べて低い水準でしか給付できないため、何らかの追加的費用が必要であること。

(参考) 現有資産の状況 (17年度末現在)

保険資産	691億円	(加入者1口当たり)	約70万円)
年金資産	541億円	(受給者1口当たり)	約130万円)

- 既加入者に対して一時金として支払うためには、追加的費用が一時に必要となること。
- 受給者に対して年金として給付を継続する場合においては、年金の支払は、今後も長期にわたって継続していくものであること。